姫路市

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備等

（１）特定建築物

用途		特定建築物	
		用途に供する規模等※1（いずれかに該当するもの）	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	ア　床面積の合計＞２００㎡ イ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡ エ　建築物の階数が３以上で主階が１階以外にあるもののうち、床面積の合計＞１００㎡ オ　建築物の階数が３以上で、客席部分※2の床面積の合計≧２００㎡	３年ごと 令和８年７月～１０月
2	観覧場※4、公会堂又は集会場	ア　床面積の合計＞２００㎡ イ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡ エ　建築物の階数が３以上で、客席部分※2の床面積の合計≧２００㎡	
3	病院、診療所※5、老人ホーム又は児童福祉施設等※6	ア　床面積の合計＞３００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡ オ　２階の部分※2（病院又は診療所にあっては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計≧３００㎡	
4	ホテル又は旅館	ア　床面積の合計＞３００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡ オ　２階の部分※2の床面積の合計≧３００㎡	３年ごと 令和６年７月～１０月
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎（サ高住等※7を除く）	６階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
6	共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）又は寄宿舎（サ高住等※7に限る。）	ア　床面積の合計＞２００㎡で地階※2の床面積の合計＞１００㎡ イ　建築物の階数が３以上で地階※2の床面積の合計＞１００㎡ ウ　３階以上の階※2の床面積の合計＞１００㎡ エ　２階の部分※2の床面積の合計≧３００㎡	

7	学校又は次のうち学校に付属するもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	ア　床面積の合計＞２，０００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	３年ごと 令和７年７月～１０月
8	次のうち学校に付属しないもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	ア　床面積の合計≧２，０００㎡※3 イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む）を営む店舗	ア　床面積の合計＞５００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡ オ　２階の部分※2 の床面積の合計≧５００㎡	
10	事務所その他これに類するもの	地階又は３階以上の階の床面積の合計がそれぞれ１００㎡を超えるもの（階数が５以上で延べ面積が１，０００㎡を超える建築物に限る。）	

※1　表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。
※2　当該部分が避難階である場合を除く。
※3　床面積の合計が２，０００㎡で当該部分に避難階を含む場合を除く。
※4　観覧場：　屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
※5　診療所：　患者の収容施設があるものに限る。
※6　児童福祉施設等：　政令第１１５条の３第１号に規定する児童福祉施設等をいう。
※7　サ高住等：　ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅、認知症高齢者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ、障害者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑをいう。

※同一敷地内に２棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

（２）建築設備

用　　途		建築設備※1	
		用途に供する規模等※2（いずれかに該当するもの）	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	ア　床面積の合計＞２００㎡ イ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡ エ　建築物の階数が３以上で主階が１階以外にあるもののうち、床面積の合計＞１００㎡	毎年 ７月～ １０月
2	観覧場※3、公会堂又は集会場	ア　床面積の合計＞２００㎡ イ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
3	病院、診療所※4、老人ホーム又は児童福祉施設等※5	ア　床面積の合計＞３００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
4	ホテル又は旅館	ア　床面積の合計＞３００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
5	博物館、美術館、図書館、ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場、ｽｷｰ場、ｽｹｰﾄ場、水泳場又はｽﾎﾟｰﾂ練習場	ア　床面積の合計＞２，０００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
6	百貨店、マーケット、展示場、ｷｬﾊﾞﾚｰ、ｶﾌｪｰ、ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞ、ﾊﾞｰ、ﾀﾞﾝｽﾎｰﾙ、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	ア　床面積の合計＞５００㎡ イ　床面積の合計＞２００㎡で地階の床面積の合計＞１００㎡ ウ　建築物の階数が３以上で地階の床面積の合計＞１００㎡ エ　３階以上の階の床面積の合計＞１００㎡	
7	事務所その他これに類するもの	建築物と同様	

※1　建築設備：［換気設備］政令第１１２条第２１の規定による特定防火設備で、**煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。**
：［排煙設備］機械排煙に限る。
：［非常用の照明装置］蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。
※2　表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。
※3　観覧場：　屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
※4　診療所：　患者の収容施設があるものに限る。
※5　児童福祉施設等：　政令第１１５条の３第１号に規定する児童福祉施設等をいう。

※同一敷地内に２棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

（３）防火設備

報告対象	報告の時期
政令第１６条第３項第２号に規定される建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火設備 （外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）	毎年 7 月～10 月

※同一敷地内に２棟以上ある場合は、それぞれの棟ごとに報告してください。